

総合評価落札方式の改正等について

本市では建設工事における総合評価落札方式を導入し、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするための運用に努めてまいりましたが、地域に精通した地元企業を適切に評価すること、また、工事の一定の割合を分担する下請業者の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価することは、工事の品質確保、地元企業の健全な育成に資するため、評価項目の見直しを行いました。また、施工計画書の内容が達成されなかった場合の取扱いに関する記載等を改めました。

1 地元企業活用計画書について

(1) 評価項目算定資料の追加

価格以外の評価を行うために必要な資料（評価項目算定資料）に「地元企業活用計画書」（様式第10号）を追加しました。

(2) 地元企業の活用率

地元企業活用計画書により、元請金額に対する地元企業（前橋市建設工事競争入札参加資格の認定を受け、前橋市内に建設業法に基づき設置された本店を有している者、又は前橋市小規模修繕工事契約希望者の登録を受けている者）の施工金額の割合で計算する地元企業の活用率を確認し、落札者決定基準に基づき評価点を加点します。

(3) 評価内容の確保

工事完成検査時において算定される地元企業の活用率が、提出された地元企業活用計画書により確認された地元企業の活用率を下回った場合は、工事成績評定点を減点する場合があります。

2 施工計画書の記載事項について

(1) 契約書への添付

施工計画書に記載された事項の履行を確実なものとするため、施工計画書の写しを契約書に添付することとしました。

(2) 施工計画が達成されなかったとき

やむを得ぬ事情と判断される場合を除き、施工計画の評価点に基づき算定された違約金を指定された期間内に支払わなければならないものとししました。

3 入札実施における特例について

前橋市建設工事低入札価格取扱要領における調査基準価格を下回った場合の取扱いの特例についての記載を改めました。